

災害関連緊急地すべり防止工事の実施について

昭和62年5月20日付62構改D第894号
最終改正 平成9年4月1日付9構改D第278号

各地方農政局長
沖縄総合事務局長 殿
北海道知事

構造改善局長

農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（昭和42年3月8日付け42農地D第24号農林事務次官依命通達。以下「要綱」という。）が昭和62年5月20日付けで一部改正されたことに伴い、要綱に基づく災害関連緊急地すべり防止工事の実施について下記のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、緊急地すべり防止工事及び災害関連緊急地すべり防止工事の実施について（昭和58年4月4日付け58構改D第313号構造改善局長通達）は廃止する。

おって、貴管下各都府県知事に対しては、貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切なご指導を願いたい。

記

1. 要 旨

要綱第6の災害関連緊急地すべり防止工事は、当該年の降雨、地震等のため農地保全に係る地すべり防止指定区域（指定予定区域を含む。）において、地すべりが活発となるか又はぼた山崩壊の規模が大となることにより、災害の危険性が増大する等経済上、民生安定上放置し難く緊急に地すべり防止工事を実施する必要がある場合に、実施するものとする。

2. 採択基準

当該年の降雨、地震等により地すべりが発生又は拡大したことによって、次期の降雨、地震等により地すべりが発生若しくは拡大して、農地・農業用施設その他公共土木施設等に被害を与えるおそれがある場合において、当該年度内に緊急に実施することが必要と認められる地すべり防止工事であって、次の各号の一に該当すること。ただし、1箇所事業費が、おおむね600万円以下のもの又は地すべり等防止法上の違反行為に起因して発生若しくは拡大した地すべりに係るものは除くものとする。

(1) 災害復旧工事に特に先行して施工する必要があること。

(2) 公共の利害に密接な関連を有し、次の各号の一に該当すること。

ア 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの

イ 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）、受益面積100ヘクタール以上の農道並びにそ

- の他公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの
- ウ 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの
 - エ 貯水量3万立方メートル以上のため池又は関係面積100ヘクタール以上の用排水施設に直接被害を及ぼすと認められるもの
 - オ 人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの
 - カ 農地10ヘクタール以上に直接被害を及ぼすと認められるもの（農地5ヘクタール以上10ヘクタール未満であって、当該地区に存する人家の被害を合せ考慮し、それが農地10ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるものを含む。）

3. 事業の採択及び実施

- (1) 災害関連緊急地すべり防止工事の採択に当たっては、当該工事に引き続いて翌年度以降に実施することが必要と認められる地すべり防止工事を併せて採択できるものとする。
- (2) 都道府県知事は、地すべり防止区域として指定されていない地域において、災害関連緊急地すべり防止工事を実施しようとする場合は、地すべり対策担当部局間の調整を図った上で実施申請書を提出するとともに、速やかに地すべり防止区域の指定申請を行うものとする。